

○教育テック大学院大学学費納付規則

2025年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育テック大学院大学学則（以下「専門職大学院学則」という。）第29条および第44条から第52条までの規定に基づき、教育テック大学院大学（以下「本専門職大学院」という。）における検定料及び学費に関して、入学検定料の減免、学費の減免、学費の納付手続、休学する者等の学費、修業年限を超えて在籍する者の学費その他必要な取扱いを定め、あわせて本専門職大学院が関係団体に代わって徴収する諸会費及びその納入に関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1)入学検定料 専門職大学院学則第29条の1に規定する入学検定料をいう。
- (2)学 費 専門職大学院学則第44条に規定する学費をいう。

第2章 入学検定料

(入学検定料の減免)

第3条 学長は、被災等をした本専門職大学院に入学を志願する者を支援する必要があると認める場合は、研究科教授会の意見を聴いた後、本専門職大学院が行う入学試験の入学検定料を減免することができる。

第3章 学 費

(学費)

第4条 学生に適用する学費の金額は、当該学生の所属する研究科、入学年度及び年次に応じて、専門職大学院学則別表Ⅲに規定するとおりとする。

2 専門職大学院学則第44条第1項第2号から第4号までに規定する学費は、原則一括納入とするが、前期分及び後期分に区分し、次の各号のとおりとすることができる。

- (1)専門職大学院学則第44条2の在籍基本料は前期と後期に分割することができる。
- (2)専門職大学院学則第44条3の授業料は前期と後期の登録分に分割することができる。

(入学年度における学費の納付手続等)

第5条 入学年度に納付する学費は、次に規定するとおりとする。

- (1)入学手続時に納付する学費

入学金、在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

(2)本専門職大学院が指定する期日までに納付する学費

在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、入学手続時に在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の全額を一括して納付することができる。

3 後期入学者の入学年度に納付する学費については、第1項第1号の規定を適用し、第1項第2号及び前項の規定を適用しない。この場合において、第1項第1号中「前期分」とあるのは「後期分」と読み替える。

(在学中における学費の納付手続等)

第6条 本専門職大学院に在学する学生が、毎年度（入学年度を除く。）指定する期日までに納付する学費は、次のとおりとする。

(1)前期に係る学費(以下「前期分学費」という。)

在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

(2)後期に係る学費(以下「後期分学費」という。)

在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期分学費の納付時に在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の全額を一括して納付することができる。

(学費の延納、減免等)

第7条 第6条第1項第2号又は前条第1項各号の規定にかかわらず、同号に規定する学費については、本専門職大学院が指定する期日までに所定の願い出を行った場合で、学長がこれを許可したときは、延納をすることができる。この場合において、延納を許可された者は、本専門職大学院が指定する期日までに、前段の学費を納付しなければならない。

2 大阪キリスト教短期大学を卒業した者で、本専門職大学院の専門職学位課程に入学した者の入学金の全部を免除する。

3 前項各号に規定する以外の学費の減免については、別に定める規則による。

(所定の修業年限を超えて在学する者の学費)

第8条 所定の修業年限を超えて在学する者（以下「修業年限超過者」という。）は、次の学費を納付する。

(1) 在籍基本料

所定の金額の2分の1相当額

(2) 授業料

未履修の科目については専門職大学院学則別表Ⅲに規定する授業料に申請単位数を乗じた金額とする

(休学する者の学費)

第 9 条 休学中である者の学費は、次の各号に規定する休学期間に応じて、当該各号のとおりとする。

(1)前期に休学する場合

休学料の前期分

(2)後期に休学する場合

休学料の後期分

(復学した者の学費及び諸会費)

第 10 条 復学した者は、復学した者の入学年度及び復学する年次に規定する学費を納付しなければならない。

(退学する者の学費及び諸会費)

第 11 条 退学する者は、退学の願い出の手續と同時に、退学期日を含む学期までに係る学費の全額を納付しなければならない。

(懲戒を受けた者の学費)

第 12 条 専門職大学院学則第 35 条に規定する懲戒を受けて年度途中で退学となった者は、退学期日を含む学期までに係る学費の全額を納付しなければならない。

2 懲戒を受けて停学となった者は、停学期間中に係る学費の全額を納付しなければならない。

(再入学した者の学費)

第 13 条 再入学した者は、再入学した年度を当該者の入学年度とみなし、専門職大学院学則別表Ⅲに規定する当該者の入学年度に応じた学費を納付しなければならない。

2 第 1 項の規定にかかわらず、再入学した者の入学金は、同項の規定により適用される入学金の 2 分の 1 相当額とする

(既納の学費の取扱い)

第 14 条 年間の学費を一括納付した者で、途中で卒業するもの又は所定の期日までに休学若しくは退学を願い出たものについては、既に納付された学費（入学金を除く。）の一部又は所定の学費との差額分を返還する。

2 前項に規定するもののほか、学生又はその保証人から、やむを得ない特段の事情があると理由を付して求めがあり、学長がこれを認める場合は、既に納付された学費の一部又は全部を返還することができる。

第 4 章 外国人留学生・外国人研修生

(外国人留学生・外国人研修生の学費及び諸会費)

第 15 条 専門職大学院学則第 43 条に規定する外国人留学生並びに外国人研修生については、専門職大学院学則第 29 条および第 44 条から第 52 条までの規定及びこの規則を適用する。ただし、特に定めのある場合については、この限りでない。

第 5 章 科目等履修生受講料

(科目等履修生の学費)

第 16 条 専門職大学院学則第 39 条に規定する科目等履修生は、次項から第 4 項までの規定により、学費を納付しなければならない。

2 科目等履修生で単位の授与を必要とする者は、専門職大学院学則別表 I に規定する単位を必要とする者の欄に応じて科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

3 科目等履修生は、前 2 項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第 6 章 聴講生受講料

(聴講生の学費)

第 17 条 専門職大学院学則第 40 条に規定する聴講生は、次項の規定により、学費を納付しなければならない。

2 聴講生は、専門職大学院学則別表 III に規定する聴講生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

3 聴講生は、前項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第 7 章 研修生・委託生の学費

(研修生・委託生の学費)

第 18 条 専門職大学院学則第 41 条に規定する研修生並びに第 42 条に規定する委託生については、その都度協議の上、契約に基づいた方法による学費を納付しなければならない。

第 8 章 補則

(所管)

第 19 条 この規則は、大学院事務室が所管する。

(改廃手続)

第 20 条 この規則の改廃は、研究科教授会の審議を経て後、理事会の承認を得て、学長が行う。

附則 この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。